**2025年度　万博国際交流事業　事業委託仕様書**

**１．委託事業名**

2025年度　万博国際交流事業

**２．事業の目的及び事業概要**

【事業の目的】

大阪府では、万博開催年である令和７年度に、大阪府の友好交流先自治体８か国９地域から、専門家、行政関係者や教員等（以下「被招聘者」という）を招聘し、府内高校生等を対象に各国・地域の社会課題について、学び、考えるセミナーを開催するほか、被招聘者を万博会場内の大阪ヘルスケアパビリオン等や大阪府内の観光資源等に案内するなど、相互の交流と理解を深め、万博後も一層の連携強化を図るため、万博国際交流事業を実施する。

【事業概要】

大阪府友好交流先自治体関係者等を招聘し、以下内容を含む行程を実施する。行程終了後は、セミナー等の取組みを通じて得た知見を教材動画にとりまとめ、高校生等へ広く普及を図る。併せて、視察の様子や観光資源等の紹介をとりまとめた大阪観光PR動画を作成し、友好交流先自治体を含め、海外に対し発信することで、大阪の観光PRに繋げる。

招聘期間：令和7年8月5日（火）～8月8日（金）（予定）

大阪府内に４泊し、うち8月５日（火）～8月8日（金）の間に行程を実施

（行程例、順番等変更可）

【１日目】顔合わせ・歓迎レセプション

【２日目】被招聘者等を講師とする府内高校生等対象セミナー

【３日目、４日目】万博会場内外での交流

被招聘者を大阪ヘルスケアパビリオン等の万博会場に案内するほか、大阪の観光資源などを巡るツアーや大阪府関係者と被招聘者との交流を深めるためのネットワーキングレセプションを実施。

（被招聘者について（予定））

大阪府友好交流先の各自治体から3名（高校生等対象セミナーの講師役となる専門家1名、行政関係者等2名）を招聘（最大27名：3名×9地域）

※被招聘者の選定と決定までの調整は大阪府が行う。

**３．履行期間**

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

**４．委託上限額**

　 32,629千円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を履行するすべての経費を含む

※ 「被招聘者の渡航に係る航空券代」、「被招聘者の宿泊代」、「万博会場や府内観光資源の視察」、「ネットワーキングレセプション」、「大阪観光PR動画」に係る経費以外の経費（「セミナー開催費」、「高校生等を対象とした教材動画製作費」など）の上限額は15,823千円とする。

**５．事業内容及び提案を求める事項**

本事業で実施する事業は次の（１）～（４）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府と十分に調整をすること。

（１）運営体制・スケジュールの作成

（２）府内高校生等対象セミナーの企画・実施及び参加高校生等の募集

（３）動画の制作及び普及・啓発、情報発信

(４) 被招聘者の渡航関係手続き及び各種手配、行程の策定等

　　各事業内容は以下のとおり。

（1）**運営体制・スケジュールの作成**

①本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、スケジ　　　　　　　　　ュールを作成すること。

②受託者は、具体的な事業内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後14日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。

【提案を求める内容】

* 本業務を効果的かつ円滑に実施できる実施体制について、具体的に提案すること。

なお、本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。

* 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
* 提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

（２）府内高校生等対象セミナーの企画・実施及び参加高校生等の募集

　府内高校生等を対象に、以下コース概要に沿って、被招聘者のうち専門家１名を講師とし、各国・地域の社会課題について学び、考えるセミナーを企画・実施する。なお、各プログラムの参加高校生等から参加料等の費用徴収はしないものとする。

【コース概要】

コース割の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境コース | いのちコース | STEAMコース |
| イタリア　ロンバルディア  ベトナム　ホーチミン  中国　江蘇省  UAE　ドバイ | フランス　ヴァルドワーズ  アメリカ　カリフォルニア州  中国　上海市  インドネシア　東ジャワ州 | オーストラリア　クイーンズランド |
| テーマ：環境保護と持続可能な開発、生物多様性の保護、エコツーリズム、過剰開発等を想定 | テーマ：社会における格差、気候変動、食等を想定 | テーマ：STEAM(Mathematics and Art, Engineering, Technology, Science)等を想定 |

コース構成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 想定規模 |
| 第1部　学びのセッション  （120分以上） | 各地域の社会課題の紹介やパネルディスカッション等 | 府内高校生等50名※ |
| 第2部　交流のセッション  （120分以上） | 被招聘者等と参加高校生等のグループに分かれた交流等 | 〃 |

※1部2部両方または、片方のみの参加でも可

①次のア～カに留意し、以下の内容に沿って府内高校生等を対象としたセミナーを企画・実施すること。

（ア）セミナー開始前に大阪府と被招聘者との間の打合せや講師等がセミナーのリハーサルを行う時間を設けること。

（イ）セミナーの開催場所は府内のホールや会議施設、大学等とする。

（ウ）想定規模・回数等：各コース1回50名程度、各コースで学びのセッションと交流のセッションを各1回以上実施することとし、1セッションあたり120分以上とすること。

（エ）実施内容については、大阪府と協議のうえ、最終的に決定すること。

（オ）講師（被招聘者のうちの専門家）は大阪府が選定・決定するが、講演内容の確認、調整、事前の資料取り寄せ、資料の翻訳等、開催にあたり必要な調整・準備等を行うこと。

（カ）上記コース名、コース分け、テーマ、セッション名は暫定的なものであり、セミナー全体のコンセプトや内容、講師の専門分野等に合わせ、適宜変更可能。ただし、オーストラリア　クイーンズランドのみ単独コースとし、STEAMをテーマに実施することで事前調整予定。

　　　※被招聘者の情報は提案予定者からの求めに応じ、提供可能（国・地域名、所属・役職名、専門分野、主な経歴等）。ただし、被招聘者（講師）の選定は、大阪府が友好交流先自治体と調整中であり、提供できる情報はその時点で把握している範囲のものとなる。なお、友好交流先自治体には大阪府から以下の内容により被招聘者（講師）を選定するよう依頼中。

【大阪府から友好交流先自治体への依頼内容】

・専門家は高校生対象セミナーで講義することを前提に、豊富な見識と経験を有する方を第２候補までご推薦ください。

・専門家の領域：

環境分野：気候変動、脱炭素、森林破壊、過剰開発、サーキュラーエコノミー　等

人権分野：格差社会、ジェンダー平等、貧困、多様性と包摂性　等

食と暮らし：フードロス、フードテック、エシカル消費、サステナブルファッション　等

※上記以外でも各地域の社会課題に関連する専門家を推薦いただくことも可能です。

②セミナー開催の準備（パソコン・プロジェクター・スクリーン等の資機材を含む。）、開催当日の会場設営及び撤去、進行等を行うこと。

③配信等により当日の会場参加高校生等以外も聴衆として参加できるよう工夫をすること。

④セミナーの実施後に、参加高校生等に対して、満足度、意識の変容等に関するアンケートを実施し、セミナーの効果測定を行うこと。アンケートの具体的な内容については、大阪府と協議すること。

【成果指標】

a)国際交流・活動に関する関心が高まったとする参加生徒の割合：85％以上

b)高校生でも社会をよりよくしていけると回答する参加生徒の割合：55％以上

⑤セミナー参加高校生等の募集

参加高校生等募集ちらしの作成及び本事業専用のウェブページやSNS（InstagramやFacebook）等を立ち上げ、下記の参加高校生等募集概要に基づき、参加高校生等募集に係る案内を行うこと。なお、SNS等の活用においては、SNSマナーを徹底した上で、適切に管理・運営を行うこと。また、ちらしの作成、ウェブページ及びSNS等へ掲載する際には、事前に大阪府の承認を得ること。

（参考）参加高校生等募集概要（予定）

（１）対象者 大阪府内に所在する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学中の生徒

（２）募集人数　 各コース５０名程度　（延べ３００名（５０名×３コース×２セッション）

（３）申込方法等 参加高校生等個人または学校単位のどちらの申込・参加も可能とする。なお、申込の受け付けは先着順とする。

【提案を求める事項】

①セミナーの企画運営

・友好交流先自治体のエリア特性や、招聘を想定している専門家の領域等を勘案し、セミナーの実施内容、スケジュール及び実施場所を具体的に提案すること。

・セミナー受講を通じ、参加高校生等の海外への興味を喚起し、各国・地域の文化や世界共通の社会課題について理解を深めるための効果的な実施方法について提案すること。

・「学びのセッション」において、座学だけではなく、グループワークやQAセッション等の参加高校生等の能動的な参画を促す工夫を具体的に示すこと。

・「交流のセッション」において、被招聘者のみならず日本在住留学生と参加高校生等との交流など、多様な交流機会づくりに資する取組があれば具体的に示すこと。

②参加高校生等の募集

・参加高校生等の募集について、以下の提案項目ア、イについて具体的に提案すること。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案すること。

ア．参加高校生等の募集方法

イ．本事業の広報計画

・府内高等学校や高校生等との既存のネットワークや、他事業からの誘導可能性など、集客に資するリソースを有する場合は、具体的に記載すること。

（例）自社が実施/受託する他事業と連携し、参加者を当事業に誘導する。　等

（３）動画の制作及び普及・啓発、情報発信

①高校生等を対象とした教材動画

以下に留意し、高校生等が各国・地域の社会課題に関心を抱き、その解決策について理解を深めるとともに、国際的な視野を拡げることを目的に、高校生等対象セミナーにおける内容紹介等を含めた教材動画を制作すること。また、教材動画を活用した高等学校等及び高校生等への普及啓発に係る取組を実施すること。

（ア）動画は１０～１５分程度の動画（長尺）及び1分程度の動画（ダイジェスト版）の2種類を制作すること。動画の長さについては、以下の目的に最適な長さを提案すること。

（イ）長尺動画は高等学校等の探求学習等のテーマにそった授業やディスカッションの導入のための教材として活用することを想定。ダイジェスト版は、SNS等の様々な媒体を通じて、高校生等に直接リーチし、長尺動画への誘導等に活用することを想定。

（ウ）セミナー内容の紹介のみならず、データや統計の引用、グラフィックやアニメーションなどの視覚的要素の活用等、高校生等の興味を引く内容とすること。

（エ）動画を視聴するだけでなく、ディスカッションやワークへの誘導、実際に行動に移せるような具体的な提案等、能動的な参画を促すような内容とすること。

（オ）府内の高等学校等への個別の働きかけや、高校生等に対する、webサイト・SNS等への掲載を含む様々な手法を通じたアプローチにより、幅広く普及・啓発を図ること。

②大阪観光PR動画

以下に留意し、動画を視聴した各国の人が大阪の新たな魅力に触れ、来阪意欲を喚起すること目的に、府内観光資源等の視察の様子を含めた訴求力のある大阪観光PR動画を制作すること。また、各種広報媒体や受託者の有する海外とのネットワーク等を活用し、友好交流先自治体を含む海外各地域に、効果的に情報発信すること。

（ア）視察の様子のみならず、視察先の観光資源等そのものの魅力も紹介すること。

（イ）動画は、海外からの観光客の来阪意欲を喚起する訴求力の高いものであること。

（ウ）字幕やナレーション等を施す場合の言語は、少なくとも英語を用いること。 なお、発信する媒体や動画の尺、発信国（又は地域）を踏まえ、多言語とすることや、視覚的に訴求可能で広報として効果的な場合は、ノンバーバルとすることは差支えない。

（エ）動画は５分程度の動画（長尺）及び１分程度の動画（ダイジェスト版） の２種類を制作すること。動画の長さについては、以下の目的に最適な長さを提案すること。

（オ）動画は大阪府のウェブサイト、友好交流先自治体や受託者が保有する広報媒体やSNS等への掲載及び大阪府が実施する友好交流先自治体等海外での大阪プロモーションの機会等での放映を想定。

（カ）本事業で招聘した友好交流先自治体を含む海外各地域に、webサイトやSNS等を含む様々な手法により、受託者が有する海外とのネットワーク等の活用を含め、幅広く情報発信を行うこと。

※ ①高校生等を対象とした教材動画と②大阪観光PR動画はそれぞれ別の動画として作成すること。

【①②共通の留意事項】

（ア）映像の加工・編集、音楽、ナレーション及びテロップの付加などの編集を必要に応じて行うこと。

（イ）本業務に使用する映像は、新たに撮影するものとし、既存の映像を使用する場合は、大阪府と協議すること。

（ウ）構成内容と工程表に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像の作成、調達を行う。このとき、撮影に係る肖像権や著作権について動画の使用に必要となる対応を行う。また、撮影に際し、使用料、出演料等の費用が発生する場合は、委託料に含める。

（エ）撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合、原則として受注者がその手続きと交渉を行うものとする。ただし、被招聘者に対しては、大阪府より事前にセミナー及び視察の様子等を撮影し、動画を作成することについて承諾を得る予定。

（オ）動画に映る人、商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理を施すこと。

（カ）長期間（5年以上）の使用に耐える内容となるよう配慮する。

（キ）完成までに大阪府による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

③動画の規格は次のとおりとする。

（ア）画質は、８Ｋまたは４K 解像度対応とすること。

（イ）ウェブページやＹｏｕＴｕｂｅ、Fａｃｅｂｏｏｋ等でアップロード可能な形式とすること。

（ウ）一般的なＤＶＤドライブ付きパソコンで再生可能な形式とすること。

（エ）ＤＶＤプレーヤーで再生可能な形式とすること。

④本業務の成果物については、府の検査を受けたあと納品すること。

【提案を求める内容】

1. 教材動画

・ 多くの高校生等が各国・地域の社会課題に関心を抱き、その解決策について考え、理解を深めるとともに、海外への興味を喚起や課題解決に向けた能動的な行動を促す内容となるような企画・構成、工程を提案すること。

・　府内の高等学校等及び高校生等に対し、幅広く普及・啓発を図るため、高等学校等への教材活用に向けた働きかけ及び各種広報媒体を活用した広報計画をそれぞれ時期や回数等を含めて提案すること。

②大阪観光PR動画

・視聴者の興味を引くような工夫を凝らし、来阪意欲を喚起するストーリー性のある魅力的な動画内容を提案すること。

・本事業で招聘した友好交流先自治体を含む海外各地域に、効果的に情報発信するための各種広報媒体を活用した広報計画をそれぞれ掲載時期や回数等を含めて提案すること。

・海外とのネットワークなど、効果的な情報発信に資するチャンネルを有する場合は、具体的に提案すること。

(４) 被招聘者との連絡調整及び各種手配、行程の策定等

① 被招聘者との連絡調整

(ア)被招聘者の選定と参加決定までの調整は大阪府が行うが、決定後、被招聘者との連絡調整を英語で行う事務局を設置し、各被招聘者の情報の集約と管理を行うこと。

(イ)被招聘者に対して招聘を通知する文書や、参加要項・条件、申込用紙、キャンセルポリシーを含む利用規約、個人情報の取り扱いに係る文書、アンケート等、 ネイティブチェック及びリーガルチェックの入った英語版の必要書類を用意すること。 また、被招聘者から必要な同意書等の提出を受けること。

(ウ)被招聘者の特性（食事制限等）を考慮し、行程の実施に支障がないよう事前に確認すること。

(エ)仮日程表を作成し、出発日１か月前を目途に被招聘者へ送付すること。

(オ)行程に係る全ての手配を出発1週間前までに完了させ、最終日程表（日本語及び英語） を作成し、大阪府及び被招聘者へ送付すること。

②被招聘者の渡航費用等の精算

事業実施後、被招聘者からの請求（金額が確認できるレシート等の添付が必要）に基づき渡航費用及び講師謝金の精算を行うこと。

(ア)渡航費用は被招聘者２７名分、総額5,712,000※円を上限とする。

※自治体別の１名当たり上限額は以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体 | 上限額 | 自治体 | 上限額 | 自治体 | 上限額 |
| 中国・上海市 | 170，000円 | 仏・ヴァルドワーズ県 | 295,000円 | 越・ホーチミン市 | 145，000円 |
| 中国・江蘇省 | 142,000円 | 伊・ロンバルディア州 | 285,000円 | UAE・ドバイ | ２２５,000円 |
| 米・カリフォルニア州 | ２６０，０００円 | インドネシア・東ジャワ州 | 187,000円 | 豪・クイーンズランド州 | 195,000円 |

（イ）費用には燃油サーチャージ及び諸税に係る費用、海外送金に係る手数料、その他必要経費を含む。

（ウ）被招聘者の自国内における移動及び宿泊に係る費用は、本件の精算額に含めない。

（エ）講師謝礼は1人当たり61,000円とする。

（オ）最終的な被招聘者決定後、当初の想定人数から参加人数及び精算額に変更が生じた場合は、委託金額から変更した額を減額することとする。詳細は大阪府と協議すること。

③出入国関連手続きのサポート

必要に応じ、出入国に必要な諸手続きや手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと（被招聘者への連絡を含む）。

④ 被招聘者の宿泊場所の手配

本事業の目的に鑑みて、相応しい質・内容を提供できる宿泊場所を手配すること。宿泊先は、大阪府と協議の上、決定すること。なお被招聘者は原則として全員同じ宿泊先を利用することとする。

（ア）朝食付き（宗教等を考慮した提供が可能であること（食材の英語による明記必須））

※ホテル規定の朝食券の範囲を超える分については、被招聘者自身の負担とする。

（イ）客室はダブルルームまたはツインルームのシングルユースであること。

（ウ）上記以外の費用（電話代・ルームサービス等）は被招聘者自身の負担とする。

⑤旅程管理者及び通訳の配置

旅程管理者（全行程帯同）及び通訳（日英）を配置すること。

（ア）通訳は以下の人数以上を配置すること。

a.全行程帯同：2名以上

b.セミナー実施時：各コース１名以上（同時通訳想定）、グループ分けする場合は適宜追加で配置

c.万博会場や府内観光資源の視察時：4名以上

d.ネットワーキングレセプション実施時：司会1名、その他5名以上を配置すること

（イ）通訳及び旅程管理者の交通費、万博会場を含む施設入場料等の諸経費を委託料に含めること。

⑥行程中の食事の手配

以下の点に留意し、被招聘の特性を考慮のうえ、朝食（宿泊施設による提供可）、昼食、夕食それぞれ適切な食事場所を選定し、その内容を明示すること。

（ア）食事場所について、収容人数、アレルギー対応、貸切の可否等を提示すること。

（イ）食事、飲料の英語メニューを用意すること。

（ウ）ただし、飲食に係る費用は委託料に含めないこととする。

（エ）実際の食事場所・内容は、大阪府と協議の上決定すること。

⑦行程の作成及び手配

以下の点に留意し、府内観光資源の視察及び万博会場訪問を含む全行程を作成し、大阪府と協議の上、手配を行うこと。なお、大阪ヘルスケアパビリオンの訪問は必須とする。

（ア）視察先の選定にあたっては、各視察先において、施設側の担当者から施設等の説明、質疑応答等をする時間を設けて行程を作成すること。

（イ）府域全体をバランス良く取り入れること。

（ウ）大阪ヘルスケアパビリオン訪問にかかる事前の調整は大阪府が実施予定だが、その他パビリオンの入場予約を含め、万博会場の入場予約は受託者が行うこと。

(エ)被招聘者及び同行者（通訳、旅程管理者、大阪府担当者（３名分））の施設入場に係る費用を委託料に含めること。ただし万博入場に関しては大阪府担当者５名分の費用を含めること。

⑧移動車両（ドライバー含む）の手配

以下に留意し、被招聘者及び同行者（通訳と旅程管理者、大阪府担当者2-3名程度）全員が余裕をもって着席できる移動用車両を手配すること。なお、空港送迎を含む全行程分を委託料に含めること。

（ア）運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること。

（イ）行程上必要な有料道路代、駐車代、回送費用等の諸経費を含めること。

（ウ）万博会場での駐車場・乗降所の確保及びスムーズな乗降にも留意すること。

⑨期間中使用する被招聘者向けリーフレット（英語）の作成

行程に関する情報及び注意事項等を記載したリーフレットを英語で作成すること。 日本語原稿を作成し、大阪府への確認後、英語へ翻訳の上、到着１週間前までにデータにて被招聘者へ送付すること。また、印刷、製本し、到着時に被招聘者に配布すること。

⑩ネットワーキングレセプションの実施

行程中、以下の点に留意し、被招聘者と大阪側参加者の相互理解と交流を深めるためネットワーキングレセプションを手配・運営すること。

　（ア）回数：2回以上、うち1回は8月5日（火）に歓迎レセプションとして実施し、レセプション前に参加者と大阪側参加者の顔合わせの機会を設定すること。2回目は高校生等対象セミナー後に実施し、レセプション前に、セミナー内容等を振り返り、大阪府と各友好交流先自治体間及び友好交流先自治体同士の更なる交流深化に繋げるためのミーティングの機会を設定すること。

　（イ）参加人数：50名程度（被招聘者：3名×参加地域数、大阪側参加者：大阪府関係者、国際交流団体、ビジネス関係者、被招聘者専門家の専門分野の関係者等）を想定

　（ウ）立食ブッフェ形式とすること。ただし飲食に係る費用は委託料に含めないこととする。

（エ）アイスブレイクセッションやフォトブースの設置など、参加者同士の交流を深めるような工夫を凝らすこと。

（オ）日英で司会・進行が可能な司会者を1 名配置すること（⑤と同一の者が兼任可）。

⑪記念品の手配

被招聘者への記念品を手配すること。記念品の内容は大阪府と協議のうえ、決定することとし、記念品に係る費用は委託料に含めない。

⑫安全管理

　　実施時期に鑑み、熱中症対策など十分な安全対策をとること。

⑬ その他

行程中、被招聘者との連絡調整及び問合せに対応できる担当窓口を設けること。緊急時の連絡先も用意し、緊急連絡体制を築くこと。

【提案を求める内容】

・被招聘者が大阪の魅力を知り、理解を深めるための具体的な行程を提案すること。

・既によく知られている場所や大阪の象徴的な観光資源だけではなく、あまり知られていない大阪など、従来とは違った視点や切り口で大阪の魅力を伝えるための具体的な工夫を示すこと。

・安全管理や連絡体制、参加者への対応、緊急時の対策等について、十分に配慮した提案とすること。

6　実施にあたっての留意事項

・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際して、大阪府の指示に従うこと。

・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

・ 受託者は、具体的な事業内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後14日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること（再掲）。

・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

・ セミナーの参加高校生等が延べ240名に満たなかった場合は、精算後の事業総額のうち、セミナー関連経費を300名で除した額に、300名と参加高校生等数の差数を乗じた額を委託費から減額する。

・ 被招聘者の参加人数等が当初の想定から減少した場合は、委託金額から減少人数に宿泊、入場券等の一人当たり単価を乗じた額を減額することとする。詳細は大阪府と協議すること。

・　大阪府の実施する他の事業との連携については、大阪府と協議のうえ可能な限り対応、協力すること。

**７　想定スケジュール**

　大阪府が想定するスケジュール例を以下のとおり示すが、時期や内容等について提案を制約するものではない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月  ★ | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  | 事業開始 | 広報・周知・募集期間 |  | 招聘期間 |  | 動画作成、普及・発信期間 |  |  |  |  | 報告書提出  ★ |

**８　経費の取扱い**

(1)　本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。

(2)　対象経費については以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 種別 | 内容 |
| 事業費 | 旅費 | 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費・日当 ※相手国関係者等の交流相手の招聘に係る経費 |
| 会議費 | 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料等） |
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等） |
| 借料及び損料 | 事業を行うために必要な会場借料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費 |
| 消耗品費 | 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 ※地域 PR 品等は事業費として認めない |
| 外注費 | 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費 |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の 印刷製本に関する経費 |
| 補助員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの  （例）通信運搬費（郵便料、運送代等） |

９**事業完了後に大阪府へ提出するもの**

①受託者は、事業完了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等（印刷物・データ等）一式を紙形式と電子データで大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

②制作した動画に関しては以下のとおり納品すること。

ア．制作した動画のすべての映像データ等を C D- R 等に格納して提出すること

イ．ＭＰ４、ＷＭＶ、ＭＯＶ、その他配信する媒体に適したファイル形式のデータを提出すること。

③ドバイからの招聘者については、渡航費用、宿泊費、入場料等に係る経費の金額が確認できるレシート等の証拠書類を提出すること（国への報告に必要なため）

**10　著作権等の取り扱い**

・委託業務の実施に伴って生じた全てのもの（原稿及び写真、映像、データ等）の特許権、著作権その他の権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。

・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。

・受託者が制作した動画については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

**1１　再委託について**

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア　業務の主要な部分を再委託すること。

イ　契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ　公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

**1２ 　個人情報の取扱いについて**

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57 号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60号）に基づき、適切に個人情報を取扱うとともに、必要な措置を講じること。

**1３ その他**

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。